

# リユースマーケット

家庭の不要品や手作り品などをフリーマーケット形式で販売するリユースマーケットを開催します。まだまだ使用できるものを安価に購入して再び使用する（リユース）ことで、資源がごみとして処理されず有効に活用されます。

4R（リデュース「ごみ減量」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」、リフューズ「購入拒否」）を実践する機会です。ぜひ、お越しください。

▶とき 8月3日（土）  
午前10時～午後1時

▶ところ 福祉の里八ツ田  
3階会議室  
（うめ・さくら）

▶入場料 無料

※各ブース（お店）で品物を購入する場合は、代金が必要です。



※この事業は、平成23年度まで実施していました「リサイクル展」に変わる事業です。「リサイクル展」は、平成24年度から実施していません。

▶問合せ 環境課 ごみ減量係（☎95-0126）

## 野焼き（野外焼却）は禁止されています ～庭先でのゴミの焼却も原則として禁止です～

「近所でゴミを燃やしていて臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまう」等、野外焼却（野焼き）に対する苦情が多く寄せられています。

庭先や空き地等でのゴミ焼却は、煙や悪臭が発生し、近隣に対し大変な迷惑をかけることとなります。また、有害物質の発生、そして火災の原因にもなるため、原則として禁止されています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、違反すると5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

### ▶野外焼却禁止の例外

- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（正月の「門松、しめ縄等」を焚く行為）
  - ・農業、林業を営むために、やむを得ず行われる焼却
- ※農作物、あぜ草等の焼却が行われることがありますが、これらは害虫の駆除に必要な行為ですので、ご理解をお願いします。
- ※ただし、これらの例外に当てはまる場合でも、近隣住民への配慮（焼却時間、風向き等）をお願いします。

▶問合せ 環境課 環境保全係（☎95-0154）

